

# 一般社団法人 福岡県計量協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県計量協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県糟屋郡粕屋町に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、計量思想の普及啓発、計量器の品質向上、計量管理の推進、計量に関する調査及び検査事業を行うことにより、社員相互の連携のもと、適正計量の実施に貢献し、もって経済の発展、文化の向上と県民サービスに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量、計量器及び計量技術に関する調査研究
- (3) 指定検査機関の受託検査事業
- (4) 計量器及び計測器の受託検査事業
- (5) 計量管理業務等の受託事業
- (6) 計量に関する情報の提供、講習会及び研修会等の開催
- (7) 福岡県領収証紙等の売り捌き
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 本会の構成員は正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当するもので、本会の目的に賛同して会員となった個人又は法人（団体を含む。）とする。

- (1) 計量器の製造事業者・修理事業者及び販売事業者
- (2) 計量器を業務上使用する計量管理事業所及び一般計量証明事業所
- (3) 計量士
- (4) 前各号に掲げる者を会員とする団体

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同しその事業に協力しようとするものとする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会にその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

#### (会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費を2年以上滞納したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、本会の会員の資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

#### (種別)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

第14条 総会は、法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。

2 総会は、次の事項について議決する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程

- (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) 合併、事業全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 会員の除名
  - (9) 理事会において総会に付議した事項
  - (10) その他総会で決議するものとして法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項
- 3 前項に関わらず、個々の総会においては、第16条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

#### (開 催)

第15条 定時総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
  - 一 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

#### (招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第18条 総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

#### (決 議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決代理人は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長は、前項の議事録に署名押印する。

## 第5章 役員

(役員の種類及び選任)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、この業務を統括する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に修了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を防げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

#### (報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その額については、総会において別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問及び参与)

第29条 本会に、顧問4人以内及び参与4人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委託する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第27条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

#### (賠償責任の免除)

第30条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (理事会の構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 借入金

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

#### (種類及び開催)

第33条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求あった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発

- せられない場合に、その理事が招集したとき  
(4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第34条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第3号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要するときは、その日数を短縮することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第37条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは(監事が当該提案について、異議を述べたときを除く。)、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印する。

## 第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第39条 本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

#### (事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 本会は定時総会の終結後直ちに、法令に定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

#### (残余財産の帰属)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告

#### (公告)

第48条 本会の公告は、電子公告による方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 部会、委員会及び事務局

#### (部会及び委員会)

第49条 本会は会務の運営を円滑に行うため、部会及び委員会を置く。

- 2 部会及び委員会の構成及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### (事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長を置き、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 補 則

#### (委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長（代表理事）は、次に掲げる者とする。  
会 長 石蔵 利治
- 4 本会の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。  
専務理事 能塚 博俊
- 5 改定後のこの定款は、令和3年6月11日から施行する。